

別表

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目と高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目との関係

		労働安全衛生法 (定期健康診断)	高齢者医療確保法 (実施基準第2条)
	既往歴		
	業務歴		
	自覚症状		
	他覚症状		
	身長	# 1	
	体重		
	B M I	# 2	
	腹囲	# 3	
	視力		
	聴力		
	胸部エックス線検査		
	喀痰検査	# 4	
	血圧		
貧血検査	血色素量		
	赤血球数		
肝機能検査	AST(GOT)		
	ALT(GPT)		
	γ-GT(γ-GTP)		
血中脂質検査	LDL コレステロール (Non-HDL コレステロール)	# 5	
	HDL コレステロール		
	血清トリグリセライド (中性脂肪)		
血糖検査	空腹時血糖		
	HbA1c		
	随時血糖	# 6	
尿検査	尿糖		
	尿蛋白		
心電図検査			
血清クレアチニン検査 (eGRF)			
質問票	服薬歴		
	既往歴		
	貧血		
	喫煙		
	20 歳からの体重変化		
	30 分以上の運動習慣		
	歩行又は身体活動		
	歩行速度		
食べる時の状態			

	食べ方		
	食習慣		
	飲酒		
	飲酒量		
	睡眠		
	生活習慣の改善		
	保健指導の希望		

- ・・・労働安全衛生法の定期健康診断の必須項目
 - ・・・労働安全衛生法の定期健康診断の選択実施項目
 - ・・・高齢者医療確保法で保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目
 - ・・・医師が必要と認めた場合に実施することが望ましい項目
 - ・・・特定健康診査の検査項目であるため、別添 1 の問診票を活用して同時に聴取すべき項目
- # 1 ・・・医師が必要でないと認めるときは省略可。
- # 2 ・・・算出可。
- # 3 ・・・以下の者については医師が必要でないと認める時は省略可。
- 1 妊娠中の女性そのほかの者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断されたもの
 - 2 BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が 20 未満である者

$$BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$
 - 3 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMI が 22 未満の者に限る。）
- # 4 ・・・胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと判断された者について医師が必要でないと認めるときは省略可。
- # 5 ・・・血清トリグリセライド（中性脂肪）が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール（総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの）で評価を行うことができる。
- # 6 ・・・食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）の採血は避けることが必要。また、食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載することが必要。

注）「標準的な健診・保健指導プログラム（平成 30 年度版）」（平成 30 年厚生労働省健康局）第 2 編別紙 3 に定められている質問項目中の以下の項目の聴取は必須ではないが、事業者が情報を入手していた場合には、保険者は事業者に提供を求めることができる。

貧血、20 歳からの体重変化、30 分以上の運動習慣、歩行又は身体活動、歩行速度、食べる時の状態、食べ方、食習慣、飲酒、飲酒量、睡眠、生活習慣の改善、保健指導の希望